

大学の自治と学生の自治(一)

松 本 金 寿

は し が き

「大学の自治と学生の自治」という表題は、私自身の選択ではなく、昭和四十年十一月一日に東京大学が、学生問題に対する公式見解として発表したパンフレット⁽¹⁾、いわゆる東大見解を指すのである。周知のように、この東大見解は、その後、国立大学協会学生問題特別委員会の「学生問題に関する所見」（昭和四十一年十一月）や同協会第三常置委員会の「最近の学生運動に関する意見」（昭和四十三年一月）にうけつがれ、いわゆる国大協路線⁽²⁾の原点をなすものであり、ひとり国立大学当局者間ばかりでなく、広く公私立大学当局者間にも同調を得た公準的性格のものであった。私が「大学の自治と学生の自治」という東大見解を取りあげるのも、この見解のもつ全大学的な意義を考慮してのことであるとともに、この種の見解が指向する学生観および大学自治観が、広く大学内外の通念となっていたところに未曾有の大学紛争が胚胎したと思われるからである。

あらかじめ私見を端的に要約するならば、史上空前ともいうべき今回の大学紛争は、起るべきして起った現体制内での不可避的な現象であり、戦後教育史における諸矛盾の集約的な露呈と思う。従って、その淵源するところは広く

かつ深く、到底この小論の堪え得べきところではないが、上記の観点に即して、以下四項に分けて小論を綴る。(1)東大見解の基本的性格・(2)東大見解の歴史的背景（以上前編）・(3)学問の自由と市民的自由・(4)学生参加の諸問題（以上後編）の四項がこれである。

(1) 「大学の自治と学生の自治」は、現在、つきの文献に蒐録されている。

文部省大学学術局監修「大学管理運営関係資料集」（文教協会、昭和四十一年、三三四一三四三頁）

なお、この東大見解は、東大パンフとも呼ばれていることを附記しておく。

(2) 国大協路線をこのような連続点で捉えることには問題が残り、むしろ、権力に対する防衛を旨とする自主規制路線と解すべきものであろう。小論「二、東大見解の歴史的背景」の項参照。

一、東大見解の基本的性格

「大学の自治と学生の自治」という表題が示すように、東大見解の内容は、「大学の自治」と「学生の自治」とに分かれているが、「最近の学生自治活動に関連して」という副題目が添えられているように、「学生の自治」に力点がおかれていることはいうまでもない。冒頭の「はしがき」によつて、経緯を窺うことにしてよう。

最近いくつかの大学において大学当局と学生との間に紛争がおこり、世間の注目をひいている。本学においては、幸い今まで重大な紛議は起っていないが、各学部自治会および中央委員会の名簿提出の問題、学寮の入寮選考の問題などをめぐつて、一部の学生諸君には本学の真意が十分理解されていないためか、本学の方針や慣行を無視しようとする動きがみられ、そのため自治会の運営や、学寮の利用などがかならずしも円滑におこなわれないような事態が生じていることは、はなはだ遺憾である。また、上の問題をもふくめて、最近、一部の学生運動の動向をみると、そこには本学として憂慮すべき傾向がみとめられる。この意味で、今日学生諸君に、本学の意のあるところを明らかにし、意思疎通の欠如ないし誤解から生ずる無用な軋轢をさけるとともに、学生の自治活動が正常な路線をふみはずすことのないよう諸君の注意を促すことが必要であると考える。

大学の自治と学生の自治(一)

いうまでもなく、本学には、学生の自治活動についても、多年にわたる経験と諸君の数多くの先輩の努力とによって作りあげられてきた確固たる方針と、すぐれた慣行とがある。以下に述べることも、このような方針と慣行にもとづいたものであつて、本学がとくに新しい方針をうちだしたり、考え方を変えようとしているわけではない。一部の学生諸君は、今日大学が文部省の方針に則り、その指令にもとづいて学生の自治活動に圧力を加えようとしていると称し、これに抗して大学の自治を守らなければならないと主張している。しかし、大学における研究と教育について大学の自主性を守ることは、本学が長年にわたり堅持してきた基本的精神であつて、今日それにいさきかでも動搖を来していると考へるのは、まったくの杞憂である。本学は、これまで本学が最善と信じて守ってきた方針と慣行を今後とも維持していく決意であり、外部の勢力が本学の研究・教育に介入することを容認するものではない。(傍点は筆者)

以上のような次第であるから、前半の「大学の自治の本質」についての声明は、いわば添えものにすぎないけれども、大学自治の主要内容として掲げているところは、国立大学における管理運営の要点を示すとともに、教授会自治の中核を示すものであるから、原文をそのまま記しておく。

- (1) 大学における研究の題目、内容、方法等は、研究・教育に直接責任を負う教員（教授・助教授・専任講師）およびその教員の組織（教授会・評議会）が自主的に決定し、また調整をおこなうものであつて、外部のいかなるところからも掣肘をうけるべきものではない。もちろん、大学ならびに教員は、独善的に研究内容等を選定すべきではなく、ひろく社会の要請を十分考慮しなければならないが、最終的な決定は、大学が責任をもつて自主的におこなうのでなければならない。
- (2) 大学の教育は、大学が自主的に決定した方針にしたがつて、教員の教育者としての良心にもとづいておこなわれるべきものである。この場合、教育ということで通常理解されているのは、たとえば、カリキュラムの編成、講義の内容・方法の決定、授業の担当者の選考などであるが、このほか大学の教育目的達成のために必要な措置をもふくむものと解すべきである。
- (3) 研究・教育の自主性を確保する具体的保障として、教員、学部長、学長等の主要人事は、大学の自主的決定に委ねられなければならない。
- (4) 研究・教育上必要な予算、施設等の管理については、国の予算・会計・国有財産管理等にかんする一般的原則を無視することはゆるされないが、できるだけ大学の自主性を尊重しなければならない。

以上の記述から明かなように、ここでいう大学とは、学長や学部長等を先頭とする教員ならびに教員組織としての教授会や評議会を指すのであって、学生や事務職員等は含まれていない。「大学の自治」と「学生の自治」とが別建ての形をとっている東大見解そのものの性格が具現化しているのを見ることができる。即ち、学生は大学の施設や設備（一般的にいふと營造物）の利用者として隨時的に去來する浮動のメンバーなのであって、人類の文化と福祉の向上をはかる学問研究の主体者ではなく、ただその成果についての教授をうける受益者の存在にすぎないとする権威主義的な大学観が、栄光に輝く東京大学の歴史と伝統を背景にして、きわだつた姿で映し出されているよう思える。この点は、以下に示す「学生の自治」についての説示内容に、さらに一層明かなのである。

さて「学生の自治」についての説示内容は、二つの問題を中心にして述べられている。第一は、大学に学び、研究するものとしての学生に要求される自由と自主性の問題であり、第二は、大学において生活するものとしての学生の自治の問題であるが、この見解自体が学生や教員との討議を経ないで、大学当局者側（⁽¹⁾代表的責任者は大河内一男総長）から一方的に与えられたものであるから、すべての記述内容が大学当局者側から要求されている想定的なものであつて、学生自身の要求にそつた現実性を欠くものであるが、こうした点を考慮しながら、彼等のいう学生の自治観を記していこう。

まず、第一の問題は、学生にとっての学問の自由に関することであるから、格調の高い文体で綴られている。即ち、「学ぶことを学ぶ」というファンボルト的理念に即して、批判的学習の自由を強調しているのであるが、修業中の学生に与えられる批判的学習には、一定の限界がある。従つて、学生の行う批判的学習の自由は、「大学が学外にたいして主張する自治とは次元の異なるものである」とともに、それは、教員の指導と助言に従うべき性質のものとなる。それ故、「研究・教育についての、最終的な意思決定は、大学が教員の組織をつうじてその責任においておこな

大学の自治と学生の自治(一)

うものであり、それが大学自治の本質なのである。」そして、このような見解は、現在、大内力の所見⁽²⁾によつて、さらに強化されているのであるが、ここでいう学生とは、学問研究の後継者であり、現に最先端的な研究活動をしている大学院学生等を含めての意味なのか、入学早々の教養課程の学生を主な対象としているのかが、まず明らかではないのである。もしも、前者を含めての意味ならば、説示にそわないことにならうし、後者の意味であるとしても、多元化した大学(マルティバーシティ)⁽³⁾の現実に正しくそのものではあり得ないのである。これらの点については、戦後教育史における諸矛盾の露呈として次項で詳論するが、この種の見解にみられる致命的な欠陥は、徒弟制度的な指導理念なのである。少数の教授陣容に対する多数の大学院学生や研修生を抱えた今日的状況には、こうした昔ながらの慣行が清新澆漱とした学問研究への意欲を阻む虞の多いことは、東大紛争の発端をなした研修医制度の混乱を見る⁽⁴⁾と明かであろう。ここでは、ただ有倉遼吉の所見⁽⁴⁾を掲げて、我々自身の自戒とするに止めておく。

「学問の発達には、複数の精神の間の相互交流が絶対に必要で、教官も教える一方ではない。大きな学問の前にあっては、教授と学生のどちらも未完成であり、両者は先輩後輩の関係にあると思う。こうみてくると、大学の自治と学生の自治とは、次元の違うものではなく、むしろ学生自治は、機能と領域を分担して大学自治をささえるものだと思う。」

つぎに「大学において生活するものとしての学生の自治の問題」についてであるが、これは市民的自由に属するものであり、クラブ活動その他、学生自治活動の中心をなすものであつて、ひとり学生だけについての問題領域ではない。東大見解が「この問題は、本来の大学の自治と関連をもつというよりは、広く教育の一環として考えられなければならない性質のものである」とするゆえんであらう。しかしながら、ここにおいても、さきにあげた学生觀からして、修業者としての諸規制、つまり学則の遵守が要求され、学園の静謐と平和の維持が絶対視されているのである。そして、言論・報道・結社・集会・表現の自由等、市民的自由への諸要求に対しても、許可・不許可をめぐる最終的

な決定機関は、教授会や評議会等の大学機関であり、「これらの機関によつて最終的決定がなされるという原則こそ大学の自治の本旨であつて、この点を否認することは、みずから大学自治の原則を否定するものである。」

以上のような東大見解は、これまで、我が国における諸大学でほぼ一様にとられているところであつて、学則違反者は教授会や評議会の処分に甘んじなければならないのが各大学の慣行であつたであろう。即ち、ここにおいては、学生は修業中の身分であるが故に、かえつて市民的自由の制限を免れ得ないとされているのであるが、その根柢には、学問の自由を主として市民的自由を従とする教授会自治の原則が君臨しているのであるが、その根柢には、学問の自由を主として市民的自由を従とする教授会自治の原則が君臨しているのであるが、その根柢には、学問の自由は、それ自身単独孤立な存在様式ではなく、かえつて市民的自由を基盤にして成立してきたものであるという歴史的経過を顧みるとともに、人類の文化と福祉の向上という学問研究の究極目標は、その具体的な現実相においては、結局のところ、市民的自由の拡充発展につらなるものであることを思えば、この種の見解の独善的な貴族性を窺え知ることができるであろう。まして、今日の世界情勢が、軍事力その他、技術文明をテコとする市民的自由への圧迫にあり、その防衛のための闘いが世界史的な課題となつてゐるのであるが、東大見解にみられるような市民的自由への抑制は、学問研究の本旨にそるものとはいえ難いのではないかと思われてならないのである。その上、学問の自由達成のための教育的諸条件が極めて不充分なことが明かな今日、こうした面での市民的自由への諸要求を抑制することは、まさに本末顛倒といわねばなるまい。

要するに、大河内一男総長を代表的責任者とする東大見解は、理論的にも不整合であるばかりでなく、大学がよつてもつて立つべき世界史的展望を欠く非現実的なものといわなければならない。未曾有の紛争途上において退陣を余儀なくされた大河内総長に代つた加藤一郎代行が、すでに東大見解の再検討、その事実上の廃棄を声明したのは、過ぎすぎたとはいえ、まさに当然至極といふべきであろう。

(1) この東大見解の公表后、間もなく、東大教養学部の教官と学生の有志によるティーチイン委員会の抗議声明「大学の自治」が、そのことをよく示している。私もまた「大学意志」(「東北大学の新聞」昭和四十一年十二月十五日号)の中で、東大見解が東大の意志を正しく代表するものでないことを指摘した。

なお東大見解のもつ法学的批判については、つきの文献等を参照されだし。

佐藤 司「大学の自治と学生の自治——学生の学問研究の自由・教育を受ける権利と学生自治——」(「公法研究」第二十九号、一九六七、一〇六一一三頁)

この佐藤論文によると、東大見解は、芝田進午、羽仁五郎等によつても、すでに批判をうけていることが示されている。

(2) 大内 力「大学と学生」(東京大学公開講座「日本の大学」東京大学出版会、一九六八、二四一一八四頁)

(3) 生越 忠「東大—大学紛争の原点」(三一書房、一九六八)など参照。なお、この点については、説示自身がつきの

「本学の場合には、施設や教員組織に比して、学生数が多すぎるというような隘路があるために、このような大学教育の理想(批判的学習の自由)がかなならずしも達成されているといえないのは、はなはだ遺憾であるが……」

(4) 有倉遼吉の言葉は、昭和四十三年十二月三日に日本学術會議で行われた「学術体制委員会」と「学問・思想の自由委員会」との合同委員会「学生の地位」についての発言の一端である。(昭和四十三年十二月四日付の毎日新聞による)

(5) 昭和四十三年十二月二日に公示した「学生諸君への提案——今后の討議のために——」が、これである。

二、東大見解の歴史的背景

昭和四十年十一月に発表された東大見解は、大河内一男総長退陣後の新執行部、加藤一郎総長代行等によつて、すでに廃棄されようとしているのであるが、この見解は国公私立大学首脳者たちの公準とまで考えられた根深い背景をもつものであった。従つて、発表後、兩三年をまたずして廃棄されようとしている破産的性格のものであつたにしても、その系譜なり、歴史的背景を質すことが、私にとっての第一の課題となるのである。しかも、この種の見解が、東大を始めとする数多くの大学紛争の根源の一つであるとしたならば、なおさらのことであろう。以下、この点につ

いての検討を試みるが、始めにまず、東大見解が発表された当時の国内情況について一瞥しておきたい。

すでに述べたように、東大見解は、国立大学協会の「学生問題に対する所見」や「最近の学生運動に関する意見」の原点をなすものであるが、これらの所見や意見は、池田内閣による国立大学運営法案の国会提出をめぐる国内大紛争に對処する一連の施策⁽²⁾、いわば事後処理の一つとみられるものである。それ故、私の検討はまず、この間の消息から出発する。

周知のように、池田内閣は、日米安全保障条約の改訂をめぐる国内大紛争で退陣した岸内閣のあとをうけ、国民所得倍増計画（高度成長経済政策）と科学技術の振興方策（人づくり政策）とを看板としたのであるが、彼は文部大臣の権限強化を中心とした一連の大学弾圧政策⁽³⁾、とりわけ国立大学学長の人事に対する文部大臣の措置要求等を含む国立大学運営法案の国会提出を計らうとしたのである。彼の野望は、全国各大学と国内世論の猛反撃の前に挫折し、遂に同法案の国会提出を断念したのであるが、国立大学協会側は、この紛争に対する事後処理として「大学の管理運営に関する意見および中間報告」（昭和四十一年六月）を作成したのであるけれども、これには「学生の厚生補導や学生の自治の位置づけ等」は、別途に考慮されることになっていたのである。つまり、学生問題に関する東大所見や国立大学協会の所見や意見は、東大総長でもあり国立大学協会長でもあった大河内一男にとつての公約でもあったのである。

しかも、これらの所見や意見に相共通するところは、すでに述べたように、学生の自治を大学の自治の固有の領域から離れた域外的事項とみているところにあるのであるが、この点に関する限りでは、東京大学や国立大学協会の見解は、文部省側の見解と奇妙な一致をみせて いるのである。次に記す中央教育審議会の答申「学生の厚生補導について」の中に明示された「学生の自治活動について」が即ちこれである。

学生の地位にある者の自主的活動が特に自治活動として大学教育上認められるゆえんは、学生生活における自律性のかん養、社会性の陶冶あるいは学生相互の啓発等の教育的意義にかんがみて、大学が課程外の教育方法として積極的にこれをとり上げ、これに承認と信頼を与えるところにある。

学生の自治活動を考えるにあたって、しばしば、これと混同される二つのものがあるが、それらについて学生の自治活動との関係を明らかにしておく必要がある。

その一つは、学生の政治的・社会的運動の性格をもつものである。しかし、それは学生が市民として有する諸権利に基づく自主的活動であって、ここにいう自治活動とは異なる次元に属する。

他の一つは、大学の自治であって、学生自治は、しばしば、その一環であるようにいわれている。しかし、大学の自治は、わが国においては、学問の自由を確保するために認められた大学の管理運営上の自主性をさすものであって、これを確保することは、大学の管理機関の責任である。学生は、大学において教育をうけるものであるから、学生の自治活動は、わが国における大学の自治とは異なるものである。

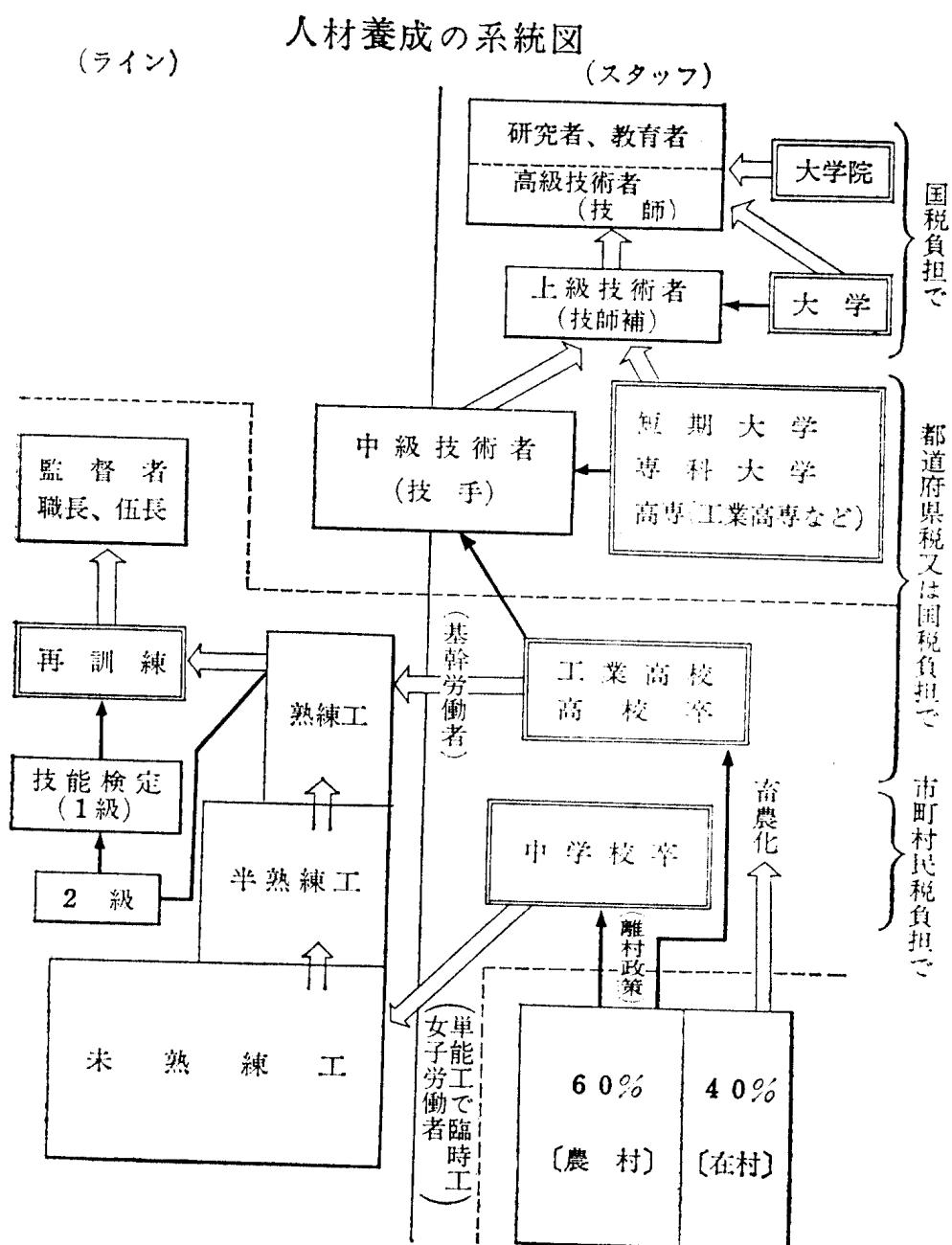
中央教育審議会の答申にみられるような学生觀は、学生觀というよりは師弟觀に近いものであろうが、これはまた国民一般にまつわる国民感情でもあるであろう。しかも、これが、現代科学の最先端を行く東京大学や全国諸大学の學生觀と相通ずるところに、今次の大学紛争のもつ根深さを禁じ得ないものがあるのである。いわば、現代の中における中世の共存とでもいった知的風土や国民的土壤、これこそが、我々自らに問わねばならぬ教育史的な矛盾といわねばなるまい。明治・大正・昭和の三代を貫く天皇制日本の殘滓、官僚王国日本の陋習等の中ではぐくまれた教育の古巣を改めて顧みざるを得ないのである。以下、戦後日本の大学教育史がたどってきた諸矛盾を列挙しながら、東大見解の背景をなす国民的基盤にふれてみよう。

まず第一にあげなければならないのは、大学の自治についてである。いうまでもなく、天皇制治下の戦前日本の大學生には、学問の自由を保障する法規的な根拠がなく、大学の自治は、京都帝国大学における沢柳事件によつて始めて獲ちとられた慣行にすぎなかつた。それ故、国内政治のファッショ化に伴つて、河上肇・滝川幸辰(以上京都帝国大学)、

矢内原忠雄・大内兵衛・美濃部達吉（以上東京帝国大学）、大山郁夫・津田左右吉（以上早稲田大学）等々、数多くの諸先學が大学教授の職を追われたのである。しかし、戦後は、日本国憲法第二十三条の規定および教育公務員特例法第四条の規定によつて、大学教授の人事、いわゆる大学の自治は法規的な根拠をもつに至つた。それにもかかわらず、池田内閣による大学運営法案事件ばかりでなく、昭和二十六一七年頃にもアメリカ占領軍教育顧問のイールズ案（正しくは大学法案）の国会提出があり、前後二度にわたる危機に直面したのである。こうした危機は、アメリカの占領政策の転換（日本の軍事的無力化→再軍備化）に対応する国内政治の動向によるものであつて、ひとり大学教育だけではない。初等・中等教育界においては、さらに苛烈な弾圧を受け続けているのである。公選制教育委員会法の改悪による任命制教育委員の出現以来、勤務評定の実施・學習指導要領の国家基準化・道徳教育の特設・文部省学力テストの強行等々、枚挙にいとまない程なのである。こうした逆コース旋風の中で、大学教育だけが、ひとり超然たるを得ないのは当然であろう。さきにあげた池田内閣による国立大学運営法案事件は、その一つにすぎないが、法案の国会提出断念後も、予算措置や行政措置による国家統制が着々と進められているのである。こうした中で、最も露骨な干渉が加えられているのが、学寮や学生会館の管理運営の問題であり、学生の自治権の剥奪作業である。すでに、全国の国立大学には、学生部長（専任教授）のほかに学生部次長（文部事務官）が配置され、学寮や学生会館等の管理運営には大幅な規制が加えられているのであって、これが大学紛争の禍因の一つであることは、東大見解の「はしがき」にも示されているところである。

次に指摘しておきたい点は、人づくり政策による六三制のなしくずし政策である。池田内閣以来、急速に高まつた人づくり政策というのは、日本の産業構造を中心に行なうための人的資源の統制管理を意味するが、そうした施策の一環として強行実施されたのが工業教員臨時養成所（六・三・三・三）や高等工業専門学校（六・三・

大学の自治と学生の自治(一)



五）の新設なのである。

それのみではない。中学校も進学組と就職組、高等学校普通科も英才コースと実務教育コースに分かれ、事実上の複線化即ち差別化が進められているのである。

中央教育審議会が答申した後期中等教育の多様化は、こうした

複線化路線への援護射撃であろうし、「期待される人間像」は、多様化された実務コース群に対する職場教典とでもいふべきものであろう。悪名高い文部省学テ（全国中学校一斉学力調査）や能研

13

テスト（能力開発研究所の学力検査・適性検査）も、こうした意味での人づくり政策につながるものであることは、

彼らが構想する「人材養成の系統図」⁽⁴⁾からも窺い知ることができるであろう。

しかしながら、工業教員臨時養成所は予定を早めた閉鎖を余儀なくされ、文部省学テや能研テストも挫折ないしは廃棄の運命におかれているのである。民主教育の正しい路線を踏みはずした国家統制路線の破綻を示す実例の一コマであろう。ところで、今次の大学紛争の主役というよりは、現在の大学三年次以下の学生諸君は、終戦子ブームの第一波・第二波・第三波からなっているわけであるが、彼等こそ、文部省学テの最初の洗礼を受けた受難者なのであつて、逆コース教育のただ中で受験戦争を乗り切った勇士たちなのである。「テストあって

教育なし」とは、文部省学テが生みだした日本教育の悲しむべき現実なのであるが、こうした意味での受難者の大群が、進学コースの終着駅である大学で、果して、どのような教育をうけているかが、我々にとって、まさに当面の課題となるのである。

上表は、NHK取材班による「大学の理想を求めて——マスプロ時代の大学——」の中から転載したものであるが、大学の巨大化は世界的の傾向であり、かつての学問王国西ド

アメリカのマンモス大学と日本の六大学
学生数(人)

1 ニューヨーク市立大学 (市立)	83,319
2 カリフォルニア大学 (州立)	76,733
3 ニューヨーク州立大学 (々)	72,229
4 テキサス大学 (々)	47,211
5 ウィスコンシン大学 (々)	46,877
6 ミネソタ大学 (々)	42,178
7 インディアナ大学 (々)	41,583
8 ミシガン州立大学 (々)	41,260
9 イリノイ大学 (々)	37,161
10 オハイオ大学 (々)	35,793
1 日 本 大 学 (私立)	75,500
2 早 稲 田 大 学 (々)	39,782
3 明 治 大 学 (々)	32,584
4 中 央 大 学 (々)	29,774
5 法 府 大 学 (々)	27,708
6 慶 応 大 学 (々)	23,785
東 京 大 学 (国立)	15,879

(1967年)

イツでは、殺到する学生の要求や新しい社会の要請にこたえられず、ドイツ文化の破局⁽⁶⁾という声さえきかれるようになった。我が国の場合には、さらに一層深刻なのであって、昭和四十三年五月一日を現在とする文部省指定統計「学校基本調査」によると、大学生总数は一五二万五千人（四年制一二七万人、短大一五万五千人）にも達し、同一年令層にしめる学生の割合は一九・四%に及んでいるが、来年度はさらに一六〇万を超えるであろうことが予想されているのである。終戦子ブームによる大学進学ラッシュは昭和四十四年度でほぼ一段落するであろうことが予想されているのである。いずれにせよ、現在の時点は、大学人口の膨張が空前でもあり、絶後でもあろうというのが我が国の実情なのであるが、今次未曾有の大学紛争もまた、大学人口が極度の飽和点に達した时限爆弾の如きものであった。以下、一般教育課程・教員養成課程・大学院課程の三点について、この点への検討を続ける。

戦後日本の大学は、昭和二十四年から六三制の最終階梯、いわゆる新制大学として再出発したのであるが、その際、ほとんどすべての大学は、旧制の高等学校や専門学校を包摂した。⁽⁷⁾つまり、旧制の複線型（ヨーロッパ式の大学）を単線型（アメリカ式の大学）に切り換えるためにとられた便宜的な措置であった。このように、出発当初から新旧織りまぜての教員組織のもとで、教育課程としての一般教育・外国語・専門教育が開始されたのであるが、その際、一般教育と外国语の担当は旧制の高等学校や専門学校の教員（教養部所属の教員）が、専門教育は旧制大学の教員（学部所属の教員）が担当することになり、同一大学内でも、おのずからなる格差が生じていたのである。そのため、昭和二十五、八年度から始まつた大学院課程（修士課程二年、博士課程三年⁽⁸⁾）の創設によって、大学院課程をもつ大学と、これをもたない大学との間との格差を生み、この格差が俸給や社会的地位だけでなく、研究費や教員定数にまで結びつくところに、各大学間ないしは各大学内での葛藤や対立の原因が生じているのである。一例を大学院課程をもつ国立大学についてみると、大学院課程担当者（二号俸相当の手当がつく）・専門教育担当者・一般教育や

外国語の授業担当者といった階級のほかに、各学部間の新旧その他の格差序列等々、学問の自由や大学の自治とは全く別個な、むしろその阻害ともいえる官僚的な秩序が儼然として成立しているのである。しかも、こうした序列や格差を固定化しようとしているのが、中央教育審議会の「大学の目的・性格について」（昭和三十八年一月二十八日）の答申⁽⁹⁾であり、この答申の線にそって、国立大学の制度化、たとえば、教養部の準学部的独立等が鋭意進められつつあるのが大学政策の現況なのである。

しかしながら、このような大学政策は、後期中等教育の整備拡充、即ち高校教育の多様化、その事実上の複線型化への道に対応する現体制強化のための大学政策というべきものなのである。というのは、予算権と行政権とを背景にして彼等が進めつつある制度化なるものは、学問研究の上では平等であるべき各大学ないしは各大学内の各部局に対する離間政策にほかならないのであって、技術革新の今日的状況下における学問の自由を犯し、大学の自治を阻む遠隔操作とみなし得べきものだからである。⁽¹⁰⁾ しかるに彼等は、今次の大学紛争に際して、教授会自治を建前とする大学の自治の無力さを非難し、大学の管理機構の改善、即ち、学長の権限強化、ひいては文部大臣の指揮権の発動（機動隊の学内導入・教育機能停止措置法案等々）等、池田内閣時代に国会提出を断念した国立大学運営法案のなしくずしの実現を計ろうとしているのである。しかも、彼等の犯している矛盾は、これのみに止まらない。一方においては、各大学間や各大学内の各部局間の序列・格差の固定化を計り、東大病に象徴される我が国特有な受験地獄をますます激化させれるような制度化を進めながら、他方においては、能研テスト⁽¹¹⁾等をテコとして受験地獄の緩和解消を計ろうとしているのである。まさに驚きに堪えぬ自己矛盾の露呈というべきであろう。

以上のような歴史的経過を顧みるとともに、最近における大学進学者ラッシュとを総合するならば、各大学教養部内の現状がいかなるものであるか等についての、およその見当づけがなされるであろう。いまここでは、一般教育課

程の内容や編成⁽¹²⁾等については立ち入らないことにするが、国立大学にみられる教養部の準学部的独立と、終戦子ブームによる進学者ラッシュ等によつて、一般教育課程（教養部）から専門教育課程（学部）への進学不許可者、いわゆる学内浪人という奇妙な大群が最近めだつてきしたこと、全国で最も恵まれた位置にある東京大学教養学部の学生諸君が、いち早く東大見解の批判に立ち上り、現に東大紛争の強力な推進力になつてゐること等からしても、上記のような大学政策の非現実さを改めて痛感せざるを得ないのである。それとともに、今日的な諸状況の下における大学の自治が、東大見解や国立大学協会等が示した自主規制路線では、到底、打開し得るような生易しいことでないことをも併せ知るものなのである。

一言にしていうならば、大学の大衆社会化、ユニバーシティからマルティバーシティへの激変は、単にマスプロ教育だけの是正を意味するものではなく、真理探求への道の多元化をも意味するのであって、激動する世界情勢や国内情勢から絶縁された象牙の塔内での処理を遥かに越えたものをもつてきただのである。換言すれば、大学における一般教育、従つてまた、それを担当する教養部は、学部や大学院が行つてゐる専門教育と全く同等な、つまり機能と領域を異にする研究と教育の場でなければならなくなつたのであって、文部省が強制しようとしているような大学内の下位秩序では決してないのである。従つて、各大学における教養部は、ヨーロッパの中世大学における教養学部（Faculté des Arts⁽¹³⁾）として、文字通り、総合大学における学問論の基礎コースたるべきものであるが、このことは、形の上での復元ではあっても、実質的には変革であり、創造でなければならない。

さて大学政策の矛盾が最もあらわな形で認められるのは、教員養成の領域についてである。周知のように、戦前日本の教員養成は師範教育を本体とするのであったが、軍国主義思想の培養基と目された師範教育は、根本的に変革されなければならなかつた。即ち、戦後は、師範学校のような特定機関の独占体制ではなく（閉鎖制の排除）、大

学卒業を基礎資格とし、これに教職課程と日本国憲法を履修した者は、誰でも教員たる資格を与えるという開放制がとられたのである。ところが、任命制教育委員の出現を契機に吹き荒れた逆コース旋風の襲来とともに、教員養成の上にも重大な危機が到来してきたのである。昭和三十三年七月二十八日に行われた中央教育審議会の答申「教員養成制度の改善方策について」が即ちこれである。いまこの答申の骨子をなす「教員養成の基本方針」を掲げて、若干の批判を行つておこう。

教員の養成は、国の定める基準によつて大学において行うものとする。この基準に基き必要に応じて国は教員養成を目的とする大学を設置し、または公私立大学について認定する。さらに一般の大学が教員養成を行うのに適當であると認めるものに対しても認定を行うほか、一般の大学卒業生で教職教養を欠いている者については、国家検定試験の道を講ずる。

義務教育学校の教員の養成については、その必要数を確保するよう国がその養成の責任をもたなければならぬ。……（傍点は筆者）

上記の基本方針によると、現行制度の全面的改編を目指していることが窺われるであろう。即ち、教員養成を目的とする大学や学部は、国の定める基準によつて新たに設置（国立の場合）または認定（公私立の場合）されるのであって、名称も学芸大学や学芸学部ではなくて、教育大学・教育学部という形に統一されることになつていているのである。これらが教員養成の主体というよりは、むしろ全くの独占機関となり、小中学校教員の必要数を充たすための計画養成を担当することになるわけであつて、これらの教育大学・教育学部への入学者のみが卒業とともに教員免許状を国（現在は都道府県教育委員会）から授与されて、教員として本採用されることになつてゐるのである。（閉鎖制の復活）従つて、上記以外の大学や学部は、国の定める基準に従つて、認定大学または学部となり、卒業生に対しては仮採用の資格が与えられるよう学科課程についての再編成を行うか、もし、そのような措置を潔しとしない場合には、一切を卒業生の自由に委ねて国家検定試験（合格者は仮採用）への道を選ばせるほかないのである。もっと具体的にいう

ならば、小中学校教員に関する限りは、新たに設置される（事実上は国立の改編）教育大学や教育学部によつて、小学校のほとんど全部と中学校の大半が養成されることになり、これ以外の一切の大学や学部に割り当てられる見込のもの、いわば残されたルートともみられるものは、高等学校教員への道となるわけであるが、これも当分の間の恩恵的措置だということが示唆されているのである。要するに、この答申は、全国各大学に一様に認められている教員養成上の既得権を剥奪しようとする一種のクーデターなのである。

もつとも、このような専断は到底許され得べくもなかつたのであるけれども、この答申にそつた行政措置は依然として続けられ、今日では、戦後の教員養成の象徴である学芸大学や学芸学部の名称は、ほとんどすべてが、この答申通り、教育大学または教育学部に改めさせられたし、教員採用試験には、特に厳重な思想統制が行われ、完全就職をめぐつての大学紛争は、全国各地の年中行事となつてゐるのである。

改めて付け加えるまでもなく、この答申ほど、国家統制の意図を露骨に示したものは稀なのであるが、さらに驚くべきことには、教員に対しては授業科目の内容や程度を明示した「国の定める基準」が与えられ、学生諸君に対しても儼然たる補導組織が用意されているのであって、学問の自由や学生の自治は、その一切が黙殺されているのである。しかも、このような大学でない大学の教育をもつて教員養成の改善方策と称しているのであるから、まさに矛盾の極みとしかいえようがないのである。

最後に大学院課程にふれておきたい。大学院課程は「学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて、文化の進展に寄与することを目的とする」（学校教育法第六十五条）六三制の最高階梯であり、私立大学においては昭和二十五年度から、国立大学においては昭和二十八年度から出発したのであるが、十数年をへた今日でも、未だに制度化をみないのである。たとえば、国立大学には大学院担当の専任の教官はもちろん、固有の施設設備をもたないのであ

つて、国費として支出されているのは、担当教官に対する若干の手当と学生経費のみであり、すべてが大学学部に寄生する不安定極まりない機構なのであるが、今日においてはすでに、我が国における学術研究の重要な支えとなつてゐるのである。しかしながら、科学技術の躍進著しい今日、依然として現在の状態を続けるならば、やがて破綻に陥ることが明らかなのである。中央教育審議会の答申⁽¹⁶⁾にも、「博士課程は、高度の、しかも独創的研究を行ない、わざが国の学問水準の維持向上に寄与することを使命とするものであるから、教員組織や施設設備の充実したきわめて高い水準のものでなければならない」し、「ある程度の専任の教員と専用の施設設備をもつべきである」ことが指摘されてゐるのであるが、上記のような貧寒そのものの現状に対しても、憤りに充ちた大学院学生生活白書が示す血のにじむ告白の数々⁽¹⁷⁾をあげておくに止める。大学の制度化に異常な熱意をみせてゐる文部当局が、こうした学術研究の中核に無関心なのは、これまた矛盾の甚しきものというべきであろうし、国立大学の中で最も恵まれた立地条件の中にある東京大学医学部の研修生や若手研究者群が、東大紛争の原点をなしていることに、けだし象徴的なものを感ぜざるを得ないのである。

これを要するに、戦後日本の教育は、日本国憲法や教育基本法の精神とは裏腹な逆コース体制の強化促進にほかなりないのである。そして、国の施策の重点は、勤務評定や学習指導要領の国家基準化等にみられるように、主として教育内容の国家統制に向けられているのである。換言すれば、教育行政が立ち入るべきではない内的事項に施策の大半が向けられ、教育行政本来の使命である外的事項、即ち教育諸条件の整備確立（教育基本法第十条参照）は、むしろ第一義的なものとなつてゐるのである。当面の大学教育といえども決して例外ではない。戦後二度に及んだ大学管理制度のねらいは、国立大学教官に対する勤務評定にほかならないし、「大学の目的・性格について」という中央教育審議会の答申を背景に推し進められている制度化も、全国各大学間に官僚的な序列や格差を押しつけて、反大学的

な階級性を固定化しようとするもの、これこそがまさに大学管理の最たるものなのである。

こうした大学教育についての諸矛盾の端的な現われは、昭和四十一年度から始まつた大学進学者ブームに対する国の急増対策であり、さらには、発足以来、無施策のまま放置されている大学院課程の現状であろう。周知のように、大学進学者ブームによる急増対策に際し、国は責任の大半を私立大学側に肩替りしてしまつたのであるが、これは彼等が呼号する人づくり政策からの逃避を意味する。また、ひたすらに制度化を進めている大学教育の中で、研究条件整備のために制度化が急がれねばならぬ大学院課程に対しても、発足以来、十数年間にわたつて無為無策のままなのであるが、こうした現状は、結局のところ、真の科学技術の振興方策の欠如を裏書するものというべきであろう。しかも、現在の大学一年次—三年次の学生諸君の大半は、小学校時代から戦後教育の諸矛盾を最も痛切に味わされた受難者群なのである。東京大学を始め全国の諸大学において続出してやまぬ这次の大紛争は、このようにして積み重ねられた諸矛盾の集約的な露呈であるとともに、国民の大学としてよりは国家の大大学として膨張肥大してきた我が国諸大学に固有な体質的負因の反映でもあるのである。項を改めて、この点への検討に移る。

(1) この法案は、学長人事に対する文部大臣の拒否権行使として騒がれたものであるが、現在、文部省大学学術局監修「大学管理運営関係資料集」に蒐録されている。

(2) 「東大はどうなる」という毎日新聞社会部長谷畠良三との個別会談において、加藤一郎総長代行は、東大見解の再検討を約した彼の声明に対する問い合わせをして、つぎのように答えていた。

「あの見解を出したときは、外部からの干渉に対して大学側が学生の自治活動をどう守るか、という観点から、それを教育活動の一環として大学の自治の中で位置づけたわけです。……」(傍点は筆者) (毎日新聞、昭和四十三年十一月九日)

(3) 昭和三十八年一月二十八日に行われた中央教育審議会の六つの答申(一、大学の目的・性格について、二、大学の設置および組織編成について、三、大学の管理運営について、四、学生の厚生補導について、五、大学の入学試験について、六、大学の財政について)がこれである。これらの答申も、(1)にあげた文献に蒐録されている。

(4) 松本金寿「創造性開発の方途」〔教育評論〕第十九卷十月号、昭和四十一年、一二一四頁)

(5) 松本金寿「工業教員臨時養成所の実績」(日本教育学会第二十四回大会報告、昭和四十年)

(6) NHK海外取材班「教育革新の時代——世界の学校をみる——」(日本放送出版協会、昭和四十三年)

なおスチュードント・パワーについては、毎日新聞社・朝日ジャーナル・講談社・青木書店等からのものを始め、無数の論文があげられるが、これらの学生運動そのものについては、別の機会に譲る。

(7) 当面の東京大学は、旧制の第一高等学校と国立東京高等学校を包摂し、国立では、ただ一つの教養学部を設置し、最も恵まれた出発をしたのであるが、東北大学は旧制の第二高等学校・仙台高等工業専門学校・宮城師範学校・県立宮城女子専門学校の四校を包摂し、教養部もまた四つに分れていたように、出発当初は、教養部の統合や教養部と学部との調整が国立大学間の最重要問題であった。一県一大学という占領政策によって宮城師範学校の包摂を余儀なくされた東北大学も、教養部の統合に際し遂に破綻をきたし、旧制宮城師範学校(新制では教育教養部)が行っていた教員養成部門を分離、国立宮城教育大学の創設となつた。そして、新制大学出発以来、十七年もたつた今日でも、国立大学間における統合問題は未完結な状態なのであって、これが今次の大学紛争の一因ともなつてゐるのである。

(8) 医学部と歯学部は、大学学部の修業年限が六年制であるため、大学院課程は博士課程のみである。

(9) この答申は、池田内閣による国立大学運営法案の国会提出を前にして、これに呼応するためになされた一連のものなのであるが、国立大学というよりは、日本の諸大学を、つぎのような序列構成に統制しようとするものである(カッコ内は筆者)。

(A) 高度の学問研究と研究者の養成を主とするもの(大学院大学)

(1) 上級の職業人の養成を主とするもの(いわゆる新制大学)

(2) 職業人の養成および実際生活に必要な高等教育を主とするもの(短期大学)

(10) 国立大学の教官研究費は、講座制と学科目制、臨床・実験・非実験の名目によって、つぎの五階級に分かれているのであって、こうした面での慣行は、天皇制教育時代から今なお続いているのである。

臨床講座(医学系)・実験講座(理工系および心理学・考古学)・非実験講座(法文系)……大学院をもつ大学
実験学科(理科系・体育系等)・非実験学科(文科系)……新制大学および旧制大学の教養部関係
なお、これらの点に関しては左記参照。

松本金寿「これ以上、何を管理するのか——大学はすでに支配されている——」(「エコノミスト」昭和三十七年十月二日号、

- (11) 能研テストは、全国中学校一斉学力調査（文部省学テ）と並んで、それぞれ、中学校と高等学校の教育内容の統制に重点があつたのであるが、後者はまた、高校の教育内容の規制を通して、大学への干渉を含むものと考えられる。
- (12) 国立大学協会の教養課程特別委員会は、教養課程の専任教官を廃止し、教養、専門の教官二本立てを一本化するとともに、現在のような各学科の入門知識の分割教授でなく、いわゆる総合コースを主体とすべき方向をまとめつてある旨が報告されているが（毎日新聞、昭和四十三年十二月七日）、こうした自主規制路線からだけでは、基本的な解決は困難であろう。
- (13) 中世ヨーロッパの大学のモデルと称せられるものは、教養学部を基礎とする神学部・法学部・医学部の四学部編成であつたが、その理念的基礎等については、「三、学問の自由と市民的自由」の項に譲る。
- (14) 松本金寿「教員養成制度の行方——中央教育審議会答申のねらい——」（世界」昭和三十四年六月、二一四一二一八頁）
- (15) 東京学芸大学は、東京教育大学との関係上、東京学芸大学教育学部となつてゐる。また、この名称変更をめぐつて、横浜国立大学学芸学部や大阪学芸大学等に激しい紛争がみられたのである。
- そしてまた、この名称変更に伴い教員養成のみを行う目的大学に編成換えしたために、卒業生の就職口がせばめられ、完全就職をめざす大学紛争が全国各地に起つてゐることは、皮肉な結果といわねばならない。
- (16) 中央教育審議会「大学の目的・性格について」（前掲の（3）参照）
- (17) 「京都大学大学院白書」（昭和三十六年）・「東北大学大学院生実態調査報告」（昭和三十八年）・「北海道大学大学院白書」（昭和四十年）など参照。